

函館市教育委員会職場安全衛生委員会要綱

(委員会の所掌事務)

第1条 函館市教育委員会職場安全衛生委員会(以下「委員会」という。)

は、次の事項を調査審議し、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険および健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因および再発防止対策で、安全および衛生に係るものに関すること。
- (3) 安全および衛生に関する規定の作成に関すること。
- (4) 安全教育および衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (5) その他職員の安全および衛生に関すること。

(委員会の組織)

第2条 委員会は委員長および委員若干名をもつて組織する。

- 2 委員長は、総括安全管理者の教育長をもつて充てる。
- 3 委員の半数は、函館市役所職員労働組合の推薦する職員とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会は、原則として毎月1回以上、委員長が召集し、開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、関係職員等の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 委員会の議事録は、これを3年間保存する。

(専門部会)

第 6 条 委員会は、職種別に専門の事項を調査審議するため次に掲げる専門部会を置く。

(1) 用務員専門部会

(2) 調理員専門部会

(3) 事務職員等専門部会

2 前項の専門部会の部会員は、委員のうちから委員長が指名する。この場合において、委員は、2以上の専門部会の部会員を兼ねることができる。

3 部会員の任期は、委員会の委員としての任期とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門部会に部会長および副部会長各1人を置き、当該部会の部会員の互選により定める。

5 部会長は、専門部会の会議を召集し、会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 部会長は、専門部会で調査審議した内容を委員会に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生涯学習部管理課において処理する。

附 則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 函館市教育委員会職場安全衛生委員会運営細則は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。